

令和6年2月9日

組合員・利用者の皆様

愛媛たいき農業協同組合

代表理事組合長 菊地秀明

お詫び

日頃より、当組合事業につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、当組合の共済事業におきまして、共済代理店に関する行政庁への届出が、法人であったにもかかわらず個人として届出を行っていたことにより、法令違反となる「共済代理店の届出を行わずに共済推進を行う行為」に該当することが判明いたしました。

このことにより契約者の方に不利益が生じることはございませんが、法令違反となる事実を引き起こしたことにつきまして深くお詫び申し上げます。

今後、同様の法令違反を発生させないため、改めて日々の業務ならびに点検行為を見直すとともに、共済代理店の皆様との情報共有を密にしながら、法令等遵守（コンプライアンス）の意識のもと、組織を挙げて信頼回復に努める所存でございますので、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ・連絡先】

愛媛たいき農業協同組合

総務部 危機管理課 担当：三宅

電話：0893-59-4181

（平日 9：00～17：00）